主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人和田吉三郎の上告理由第一点について。

しかし、原判示の場合、朱色鉛筆を使用することによつて、あるいは所論の如き 不正が行なわれるおそれがないとはいえないが、その故を以て所論投票を無効とし なければならない理由は公職選挙法の下においては見出せない。

なお、原判決は、本件投票が所論強迫の結果によるものであるとの確証を得られないとの一事を以て、上告人の主張を排斥した趣旨とは解し難いから、この点に関する所論は原判決を正解しないによるものであつて、採るを得ない。

同第二点について。

しかし、裁判所は、当事者の申し出た証拠をすべて取り調べなければならぬものではないから、論旨は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	木	常	七
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飢	页 坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	朔	郎